

令和7年2月山口県議会定例会議案

(予 算)

令和7年2月山口県議会定例会議案目次

議案第1号	令和7年度山口県一般会計予算	1
議案第2号	令和7年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	35
議案第3号	令和7年度中小企業近代化資金特別会計予算	39
議案第4号	令和7年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算	45
議案第5号	令和7年度林業・木材産業改善資金特別会計予算	49
議案第6号	令和7年度沿岸漁業改善資金特別会計予算	53
議案第7号	令和7年度当せん金付証券発売事業特別会計予算	57
議案第8号	令和7年度収入証紙特別会計予算	61
議案第9号	令和7年度土地取得事業特別会計予算	65
議案第10号	令和7年度公債管理特別会計予算	69
議案第11号	令和7年度港湾整備事業特別会計予算	75
議案第12号	令和7年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算	81
議案第13号	令和7年度就農支援資金特別会計予算	87
議案第14号	令和7年度国民健康保険特別会計予算	91
議案第15号	令和7年度産業団地整備事業特別会計予算	97
議案第16号	令和7年度電気事業会計予算	103
議案第17号	令和7年度工業用水道事業会計予算	107
議案第18号	令和7年度流域下水道事業会計予算	113

議案第1号

令和7年度山口県一般会計予算

令和7年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ739,840,443千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月25日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 県 税		193,846,912	
	1 県 民 税	55,706,525	
	2 事 業 税	46,359,886	
	3 地 方 消 費 税	55,967,000	
	4 不 動 産 取 得 税	2,793,248	
	5 県 た ば こ 税	1,482,000	
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	423,000	
	8 軽 油 引 取 税	12,235,035	
	9 自 動 車 税	18,697,218	
	10 鉱 区 税	8,000	
	16 狩 猟 税	10,000	
	17 産 業 廃 棄 物 税	165,000	

2 地方消費税清算金		69,238,000	
	1 地方消費税清算金	69,238,000	
3 地方譲与税		30,069,000	
	1 特別法人事業譲与税	27,316,000	
	2 地方揮発油譲与税	2,335,000	
	3 石油ガス譲与税	63,000	
	5 航空機燃料譲与税	27,000	
	9 自動車重量譲与税	203,000	
	10 森林環境譲与税	125,000	
4 地方特例交付金		784,000	
	1 地方特例交付金	784,000	
5 地方交付税		180,300,000	
	1 地方交付税	180,300,000	
6 交通安全対策特別交付金		242,000	
	1 交通安全対策特別交付金	242,000	

7 分担金及び負担金		3,532,540	
	1 分担金	229,245	
	2 負担金	3,303,295	
8 使用料及び手数料		8,346,680	
	1 使用料	6,529,989	
	2 手数料	1,816,691	
9 国庫支出金		85,943,841	
	1 国庫負担金	34,226,626	
	2 国庫補助金	48,803,345	
	3 委託金	2,913,870	
10 財産収入		1,066,476	
	1 財産運用収入	604,561	
	2 財産売払収入	461,915	
11 寄付金		353,161	
	1 寄付金	353,161	

12 繰入金		32,771,601	
	1 特別会計繰入金	4,744,850	
	2 基金繰入金	28,026,751	
14 諸収入		87,487,232	
	1 貸付金元利収入	83,366,077	
	2 受託事業収入	877,498	
	3 延滞金、加算金及び過料等	141,478	
	4 預金利息	23,730	
	6 雑収入	3,078,449	
15 県債		45,859,000	
	1 県債	45,859,000	
歳入合計		739,840,443	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 議 会 費		1,484,796	
	1 議 会 費	1,484,796	
2 総 務 費		47,021,705	
	1 総 務 管 理 費	20,025,460	
	2 企 画 調 整 費	13,565,566	
	3 徴 税 費	6,168,322	
	4 市 町 村 振 興 費	1,211,032	
	5 選 挙 費	1,636,595	
	6 防 災 費	2,848,574	
	7 統 計 調 査 費	1,249,466	
	8 人 事 委 員 会 費	138,264	
	9 監 査 委 員 費	178,426	
3 民 生 費		107,788,228	

	1 社会福祉費	79,337,800	
	4 児童福祉費	27,515,015	
	7 生活保護費	932,766	
	8 災害救助費	2,647	
4 衛生費		23,355,665	
	1 公衆衛生費	7,886,898	
	4 環境衛生費	2,788,257	
	7 保健所費	2,452,920	
	8 医薬費	6,490,574	
	10 病院費	3,737,016	
5 労働費		2,980,422	
	1 労政費	767,978	
	2 職業能力開発費	1,415,952	
	3 失業対策費	690,419	
	4 労働委員会費	106,073	

6 農 林 水 産 業 費		35,448,219	
	1 農 業 費	10,405,911	
	2 畜 産 業 費	1,019,251	
	3 農 地 費	11,342,335	
	4 林 業 費	7,251,756	
	5 水 産 業 費	5,428,966	
7 商 工 費		89,712,916	
	1 商 業 費	2,990,836	
	2 工 鉱 業 費	85,650,189	
	3 観 光 費	1,071,891	
8 土 木 費		70,669,207	
	1 管 理 費	7,105,991	
	2 道 路 橋 り よ う 費	32,140,933	
	3 河 川 海 岸 費	16,427,293	
	4 港 湾 費	7,435,927	

	5 都 市 計 画 費	4,901,085	
	6 住 宅 費	2,657,978	
9 警 察 費		39,354,294	
	1 警 察 管 理 費	36,832,644	
	2 警 察 活 動 費	2,521,650	
10 教 育 費		134,044,440	
	1 教 育 総 務 費	16,543,885	
	2 小 学 校 費	37,544,836	
	3 中 学 校 費	23,109,805	
	4 高 等 学 校 費	28,792,884	
	7 特 別 支 援 学 校 費	13,197,598	
	8 社 会 教 育 費	1,824,868	
	9 保 健 体 育 費	914,506	
	10 大 学 費	2,492,494	
	11 学 事 費	9,623,564	

11 災 害 復 旧 費		6,412,039	
	1 農林水産施設災害復旧費	1,713,654	
	2 土木施設災害復旧費	4,538,385	
	4 学校施設等災害復旧費	160,000	
12 公 債 費		84,675,512	
	1 公 債 費	84,675,512	
13 諸 支 出 金		96,693,000	
	1 地方消費税清算金	54,774,000	
	2 利子割交付金	139,000	
	3 配当割交付金	1,186,000	
	4 株式等譲渡所得割交付金	1,949,000	
	5 法人事業税交付金	3,227,000	
	6 地方消費税交付金	34,418,000	
	7 ゴルフ場利用税交付金	297,000	
	10 環境性能割交付金	703,000	

14 予備費		200,000	
	1 予備費	200,000	
歳出合計		739,840,443	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 農業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和7年度から 令和27年度まで	(1) 令和7年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、4,050,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
2 漁業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和7年度から 令和27年度まで	(1) 令和7年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、1,800,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
3 公害防止施設整備資金に対する利子補給	令和7年度から 令和16年度まで	(1) 令和7年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする額とする。
4 産業廃棄物処理施設整備資金に対する利子補給	令和7年度から 令和16年度まで	(1) 令和7年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。
5 省・創・蓄エネ施設整備資金に対する利子補給	令和7年度から 令和16年度まで	(1) 令和7年度の利子補給の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。
6 漁業経営維持安定資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和7年度から 令和22年度まで	(1) 令和7年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
7 漁業経営再建資金の融通に係る利子補給	令和7年度から 令和22年度まで	(1) 令和7年度の利子補給の対象とする融資の総額は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年0.15%を限度とする額とする。

8 新規就農資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和7年度から 令和22年度まで	(1) 令和7年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
9 農業経営基盤強化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和7年度から 令和18年度まで	(1) 令和7年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、2,000,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年2.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
10 農業経営負担軽減支援資金に対する利子補給	令和7年度から 令和22年度まで	(1) 令和7年度の利子補給の対象とする融資の総額は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
11 畜産経営体質強化支援資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和7年度から 令和32年度まで	(1) 令和7年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、200,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.24%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
12 森林整備活性化資金の融通に係る利子補給	令和7年度から 令和37年度まで	(1) 令和7年度の利子補給の対象とする融資の総額は、31,491千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
13 生活福祉資金に対する利子補給	令和7年度から 令和15年度まで	(1) 令和7年度の利子補給の対象とする融資の総額は、5,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする額とする。
14 漁業経営高度化促進支援資金(取組促進資金)の融通に係る利子補給	令和7年度から 令和17年度まで	(1) 令和7年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
15 漁船漁業運転資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和7年度から 令和14年度まで	(1) 令和7年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、240,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。

16 日本政策金融公庫貸付金に対する損失補償	令和7年度から 令和28年度まで	日本政策金融公庫が令和7年度に融資総額682,162千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。）到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
	令和7年度から 令和51年度まで	(1) 日本政策金融公庫が令和7年度に融資総額23,746千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。）到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息 (2) 日本政策金融公庫が令和7年度に融資総額1,210千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。）到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
17 公益財団法人やまぐち農林振興公社に対し業務費の貸付けを行った金融機関等に対する損失補償	令和7年度から 令和18年度まで	(1) 山口県信用農業協同組合連合会が令和7年度に融資総額27,200千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（信連が公社の債務の金額につき繰上償還を要求した場合には信連の指定する期日、その他最終償還期限の変更があった場合にはその変更後の期日とする。）到来後3か月の期間満了の日において、なお信連が弁済を受けなかったとき、その元金及び利息（遅延利息を含む。）に相当する金額 (2) 公益社団法人全国農地保有合理化協会が令和7年度に融資総額43,500千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（協会が公社の債務の金額につき繰上償還を要求した場合には協会の指定する期日、その他最終償還期限の変更があった場合にはその変更後の期日とする。）到来後10か月の期間満了の日において、なお協会が弁済を受けなかったとき、その元金、遅延利息及び違約金に相当する金額
18 小規模企業者等設備貸与事業資金に係る公益財団法人やまぐち産業振興財団に対する損失補償	令和7年度から 令和17年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が令和7年度に150,000千円を限度として貸し付ける設備の額
19 漁業経営回復支援特別資金に係る全国漁業信用基金協会に対する損失補償	令和7年度から 令和9年度まで	全国漁業信用基金協会が令和7年度に300,000千円を限度として貸付けを行う漁業経営回復支援特別資金に係る債務保証により受ける損失の1/6に相当する額
20 新事業活動支援設備貸与事業に係る公益財団法人やまぐち産業振興財団に対する損失補償	令和7年度から 令和17年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が令和7年度に200,000千円を限度として貸し付ける設備の額

21 経営安定支援資金（経営安定資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和7年度から 令和17年度まで	山口県信用保証協会が令和7年度に6,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（経営安定資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
22 経営安定支援資金（経営支援特別資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和7年度から 令和17年度まで	山口県信用保証協会が令和7年度に12,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（経営支援特別資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
23 経営安定支援資金（原油価格・物価高騰対応資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和7年度から 令和17年度まで	山口県信用保証協会が令和7年度に6,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（原油価格・物価高騰対応資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
24 経営安定支援資金（賃金引上げ・価格転嫁支援資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和7年度から 令和17年度まで	山口県信用保証協会が令和7年度に6,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（賃金引上げ・価格転嫁支援資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
25 経営安定支援資金（返済負担軽減借換等特別資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和7年度から 令和22年度まで	山口県信用保証協会が令和7年度に1,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（返済負担軽減借換等特別資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
26 経営安定支援資金（経営改善・再生支援資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和7年度から 令和22年度まで	山口県信用保証協会が令和7年度に10,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（経営改善・再生支援資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
27 国立大学法人山口大学医学部の医師養成増枠の入学者に対する貸付金	令和7年度から 令和13年度まで	72,000千円
28 国立大学法人山口大学医学部の令和5年度の臨時定員増に係る入学者に対する貸付金	令和7年度から 令和12年度まで	21,600千円

29 地域医療再生計画に基づく大学医学部の定員増に係る入学者に対する貸付金	令和7年度から 令和12年度まで	108,000千円
30 やまぐち若者定住応援事業に係る住宅取得支援の対象者に対する補助金	令和7年度から 令和16年度まで	132,960千円
31 高度産業人材確保事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	令和7年度から 令和22年度まで	49,920千円
32 看護職員県内定着促進事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	令和7年度から 令和16年度まで	28,800千円
33 地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	令和7年度から 令和16年度まで	10,080千円
34 県立高校等1人1台端末購入費支援の対象者に対する補助金	令和7年度から 令和8年度まで	210,086千円
35 東部地域岩国基地内大学就学支援事業に係るブリッジプログラム修了者に対する補助金	令和7年度から 令和8年度まで	2,500千円
36 県庁舎トイレ洋式化改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	128,400千円

37 山口県聴覚障害者情報センター空調設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	24,950千円
38 議会棟非常用発電設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	292,413千円
39 山口県由宇青少年自然の家熱源設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	199,335千円
40 手数料収納窓口整備事業の年度を越える動産の買入れを一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	81,075千円
41 電子県庁基幹システムの構築等に係る業務委託等の年度を越える事業を一括契約すること。	令和7年度から 令和14年度まで	3,043,847千円
42 県東部地域県立武道館整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和9年度まで	7,942,356千円
43 山口県地震・津波被害想定の見直しに係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	80,000千円
44 福祉総合相談支援センター一時保護施設整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	232,955千円

45 山口県みほり学園整備に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和7年度から 令和9年度まで	228,871千円
46 山口県環境保健センター整備に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和7年度から 令和9年度まで	311,782千円
47 福祉総合相談支援センター太陽光発電設備設置事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	13,216千円
48 県立病院用地整備に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	180,000千円
49 委託訓練の実施に係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和7年度から 令和9年度まで	201,983千円
50 県営かんがい排水改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (新開作地区排水機)	令和7年度から 令和8年度まで	200,000千円
51 〃 (沖開作地区排水機)	令和7年度から 令和8年度まで	190,000千円
52 経営体育成基盤整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (王喜東地区ほ場整備)	令和7年度から 令和8年度まで	150,000千円

53	〃 (新田地区ほ場整備)	令和7年度から 令和8年度まで	150,000千円
54	〃 (王喜宇津井地区ほ場整備)	令和7年度から 令和8年度まで	250,000千円
55	〃 (内日北第1地区ほ場整備)	令和7年度から 令和8年度まで	200,000千円
56	県営老朽ため池整備事業 の年度を越える工事を一括 契約すること。 (一ヶ谷地区)	令和7年度から 令和8年度まで	200,000千円
57	〃 (沖部下地区)	令和7年度から 令和9年度まで	200,000千円
58	湛水防除事業の年度を越 える工事を一括契約するこ と。 (北之江地区排水機製作据 付工事)	令和7年度から 令和8年度まで	200,000千円
59	〃 (小郡開作地区排水機製作 据付工事)	令和7年度から 令和8年度まで	200,000千円
60	2050年の森森林・林 業体験学習館等整備事業の 年度を越える工事を一括契 約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	493,030千円

61 漁業取締船建造事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	1,378,043千円
62 県営漁港海岸保全施設整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (江崎漁港海岸)	令和7年度から 令和8年度まで	500,000千円
63 東部地域産業振興センター整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和9年度まで	1,974,647千円
64 車両整備事業の年度を越える動産の買入れを一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	37,400千円
65 交通安全施設維持管理事業に係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和7年度から 令和18年度まで	850,000千円
66 道路災害防除事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道岩国美和線松尾トンネル)	令和7年度から 令和8年度まで	200,000千円
67 道路改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道光柳井線)	令和7年度から 令和8年度まで	199,500千円
68 〃 (国道490号2号橋上部工)	令和7年度から 令和9年度まで	1,365,000千円

69 道路改良事業の年度を越える工事について西日本旅客鉄道株式会社と協定すること。 (国道491号第3高架橋上部工)	令和7年度から 令和10年度まで	3,780,000千円
70 防衛施設周辺道路整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道蜂ヶ峯公園線)	令和7年度から 令和8年度まで	380,071千円
71 橋りょう補修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (国道262号不動滝橋)	令和7年度から 令和8年度まで	165,000千円
72 〃 (県道大竹美和線弥栄大橋)	令和7年度から 令和8年度まで	83,000千円
73 〃 (県道山口秋吉台公園自転車道線井手ヶ原橋)	令和7年度から 令和8年度まで	50,000千円
74 広域河川改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (土穂石川)	令和7年度から 令和8年度まで	483,000千円
75 広域河川改修事業の年度を越える工事について国土交通省と協定すること。 (有帆川)	令和7年度から 令和8年度まで	52,500千円
76 河川情報基盤緊急整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (土木防災情報システム改修工事)	令和7年度から 令和8年度まで	472,500千円

77 堰堤改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (見島ダム)	令和7年度から 令和8年度まで	320,000千円
78 港湾既存施設有効活用促進事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (徳山下松港)	令和7年度から 令和8年度まで	220,500千円
79 単独港湾改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (徳山下松港)	令和7年度から 令和8年度まで	300,000千円
80 海岸防災事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (由宇港)	令和7年度から 令和8年度まで	105,000千円
81 〃 (三田尻中関港)	令和7年度から 令和8年度まで	210,000千円
82 〃 (高潮防災情報システム改修工事)	令和7年度から 令和8年度まで	157,500千円
83 空港維持管理事業の年度を越える動産の買入れを一括契約すること。 (山口宇部空港)	令和7年度から 令和8年度まで	74,800千円
84 都市公園整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (維新百年記念公園)	令和7年度から 令和8年度まで	598,500千円

85 単独都市公園整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (山口きらら博記念公園)	令和7年度から 令和8年度まで	98,775千円
86 単独都市公園整備に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。 (山口きらら博記念公園)	令和7年度から 令和8年度まで	81,950千円
87 県営住宅建設事業等の年度を越える工事を一括契約すること。 (中高層耐火構造)	令和7年度から 令和9年度まで	2,183,000千円
88 防府警察署整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和10年度まで	3,705,849千円
89 周南警察署整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和9年度まで	1,183,326千円
90 福井駐在所整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	71,762千円
91 運転免許試験用車両(中型一種)の年度を越える借入れを一括契約すること。	令和7年度から 令和13年度まで	22,020千円
92 運転免許試験用車両(中型二種)の年度を越える借入れを一括契約すること。	令和7年度から 令和13年度まで	17,754千円

93 運転免許試験用車両（準中型）の年度を越える借入れを一括契約すること。	令和7年度から 令和13年度まで	17,754千円
94 県立柳井高等学校校舎建設に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	58,569千円
95 県立下関南総合支援学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	73,562千円
96 県立岩国高等学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和9年度まで	3,312,579千円
97 県立柳井高等学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和9年度まで	623,452千円
98 県立下関西高等学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和9年度まで	3,002,579千円
99 山口博物館改修に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	49,507千円
100 山口県立大学学生寮解体事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	257,703千円

101 山口県立大学南キャンパス解体事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和9年度まで	1,591,858千円

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等維持管理事業	1,120,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
合同庁舎等管理事業	255,000			
防災体制整備拡充事業	900,000			
地域振興対策事業	1,000,000			
萩美術館・浦上記念館運営事業	220,000			
下関武道館管理事業	84,000			
スポーツ交流村管理事業	30,000			
輸送力増強対策事業	5,000			
政策企画推進事業	54,000			
消防学校運営事業	71,000			
障害者自立支援対策事業	118,000			
老人福祉施設整備事業	12,000			
社会福祉行政指導事業	41,000			
児童福祉施設整備事業	195,000			
環境推進事業	122,000			
県営かんがい排水改良事業	232,000			
広域営農団地農道整備事業	68,000			
基幹農道整備事業	55,000			

経営体育成基盤整備事業	797,000			
県営中山間地域総合整備事業	66,000			
団体営土地改良事業	7,000			
基盤整備促進事業	3,000			
県営農村振興総合整備事業	5,000			
ふるさと農道緊急整備事業	89,000			
県営老朽ため池整備事業	350,000			
団体営農地防災事業	12,000			
地すべり対策事業(農林)	36,000			
県営海岸保全施設整備事業	87,000			
湛水防除事業	49,000			
国営農地再編整備事業負担金	117,000			
民有林森林計画事業	100,000			
広域基幹林道開設事業	85,000			
ふるさと林道緊急整備事業	78,000			
一般治山事業	808,000			
保安林改良事業	24,000			
保全林整備事業	10,000			
林地荒廃防止事業	10,000			
小規模治山事業	35,000			
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	8,000			

漁港漁場機能高度化事業	64,000			
漁港海岸保全施設整備事業	189,000			
漁港海岸環境整備事業	16,000			
地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	124,000			
漁業取締船建造事業	310,000			
農林総合技術センター運営事業	155,000			
中小企業振興育成事業	48,000			
国際総合センター運営事業	128,000			
計量検定所運営事業	14,000			
舗装補修事業	81,000			
道路災害防除事業	762,000			
単独道路舗装事業	759,000			
単独道路災害防除事業	222,000			
単独路側整備事業	300,000			
道路改良事業	1,783,000			
単独道路改良事業	2,583,000			
道路直轄事業負担金	5,341,000			
交通安全施設維持管理事業	738,000			
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	522,000			
単独交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	639,000			
橋りょう補修事業	2,733,000			

単独橋りょう補修事業	9,000			
広域河川改修事業	951,000			
河川情報基盤緊急整備事業	74,000			
周防高潮対策事業	284,000			
河川工作物関連応急対策事業	279,000			
河川災害関連事業	267,000			
単独河川改修事業	1,278,000			
自然災害防止事業(河川)	140,000			
河川直轄事業負担金	180,000			
深川川総合開発事業	442,000			
ダム建設実施調査事業	356,000			
堰堤改良事業	77,000			
堰堤修繕事業	106,000			
高潮対策事業	200,000			
侵食対策事業	24,000			
自然災害防止事業(海岸)	18,000			
土木諸事業	75,000			
通常砂防事業	1,243,000			
災害関連緊急砂防事業	34,000			
地すべり対策事業(建設)	247,000			
災害関連緊急地すべり対策事業	73,000			

急傾斜地崩壊対策事業	626,000			
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	115,000			
砂防災害関連事業	99,000			
単独砂防改良事業	58,000			
自然災害防止事業(砂防)	388,000			
港湾改修事業	210,000			
港湾既存施設有効活用促進事業	186,000			
港湾環境整備事業	25,000			
港湾直轄事業負担金	1,916,000			
単独港湾改修事業	59,000			
海岸防災事業	650,000			
空港建設事業	72,000			
都市計画街路整備事業	404,000			
単独都市計画街路整備事業	499,000			
都市公園整備事業	319,000			
単独都市公園整備事業	271,000			
公営住宅建設事業	512,000			
過疎地域下水道代行事業	180,000			
防府警察署建設事業	6,000			
周南警察署建設事業	142,000			
駐在所等改築事業	103,000			

營 繕 事 業	10,000		
交 通 指 導 取 締 事 業	2,000		
交 通 事 故 防 止 施 設 綜 合 整 備 事 業	326,000		
一 般 管 理 事 業	406,000		
校 舍 改 築 事 業	1,183,000		
大 規 模 改 造 事 業	495,000		
施 設 改 造 事 業	124,000		
財 產 管 理 事 業	2,822,000		
實 驗 實 習 事 業 (全 日 制)	32,000		
図 書 館 運 營 事 業	136,000		
青 少 年 健 全 育 成 施 設 整 備 事 業	136,000		
博 物 館 運 營 事 業	42,000		
教 育 研 修 所 管 理 運 營 事 業	46,000		
教 育 庁 運 營 事 業	38,000		
施 設 整 備 事 業	212,000		
實 驗 實 習 事 業 (特 別 支 援)	9,000		
土 木 過 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	320,000		
土 木 過 年 単 独 災 害 復 旧 事 業	4,000		
土 木 現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	1,094,000		
土 木 現 年 単 独 災 害 復 旧 事 業	70,000		
補 助 港 湾 災 害 復 旧 事 業	124,000		

県立学校施設災害復旧事業	60,000			
治山施設災害復旧事業	2,000			
県有施設災害復旧事業	100,000			
計	45,859,000			

議案第 2 号

令和 7 年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 7 年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,563千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 繰 入 金		15,127	
	1 他 会 計 繰 入 金	15,127	
2 繰 越 金		46,442	
	1 繰 越 金	46,442	
3 諸 収 入		26,994	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	26,994	
歳 入 合 計		88,563	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 母子父子寡婦福祉資金		88,563	
	1 母子父子寡婦福祉資金	88,563	
歲 出 合 計		88,563	

議案第3号

令和7年度中小企業近代化資金特別会計予算

令和7年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ497,380千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
2 繰 入 金		144,446	
	1 他 会 計 繰 入 金	144,446	
3 繰 越 金		7,233	
	1 繰 越 金	7,233	
4 諸 収 入		270,701	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	252,443	
	2 雑 入	18,258	
5 県 債		75,000	
	1 県 債	75,000	
歳 入 合 計		497,380	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 中小企業近代化資金		497,380	
	1 中小企業設備近代化資金	379,009	
	2 中小企業高度化資金	118,371	
歲 出 合 計		497,380	

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府予算貸付方法による。	年8.0%以内	国の定める方法による。

議案第4号

令和7年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

令和7年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ316,297千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分担金及び負担金		10,396	
	1 負担金	10,396	
2 使用料及び手数料		84,160	
	1 使用料	84,160	
5 繰入金		137,726	
	1 他会計繰入金	137,726	
6 繰越金		1	
	1 繰越金	1	
7 諸収入		84,014	
	1 延滞金	1	
	3 雑収入	84,013	
歳 入 合 計		316,297	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 下関漁港地方卸売市場費		316,297	
	2 市場管理費	316,297	
歳 出 合 計		316,297	

議案第5号

令和7年度林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和7年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123,012千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
3 繰 越 金		122,011	
	1 繰 越 金	122,011	
4 諸 収 入		1,001	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,000	
	2 雑 入	1	
歳 入 合 計		123,012	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 林業・木材産業改善資金		123,012	
	1 林業・木材産業改善資金	123,012	
歳 出 合 計		123,012	

議案第6号

令和7年度沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和7年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,391千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
3 繰 越 金		98,614	
	1 繰 越 金	98,614	
4 諸 収 入		2,777	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	2,777	
歳 入 合 計		101,391	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 沿岸漁業改善資金		101,391	
	1 沿岸漁業改善資金	101,391	
歲 出 合 計		101,391	

議案第7号

令和7年度当せん金付証券発売事業特別会計予算

令和7年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,716,327千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 事 業 収 入		3,714,984	
	1 事 業 収 入	3,714,984	
2 繰 入 金		1,342	
	1 他 会 計 繰 入 金	1,342	
3 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
歳 入 合 計		3,716,327	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 当せん金付証票発売事業費		3,716,327	
	1 発 売 諸 費	1,342	
	2 繰 出 金	3,714,985	
歳 出 合 計		3,716,327	

議案第8号

令和7年度収入証紙特別会計予算

令和7年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,574,544千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 証 紙 収 入		3,574,543	
	1 証 紙 収 入	3,574,543	
2 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
歳 入 合 計		3,574,544	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 線 出 金		3,574,544	
	1 線 出 金	3,574,544	
歲 出 合 計		3,574,544	

議案第9号

令和7年度土地取得事業特別会計予算

令和7年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ274,418千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 財 産 収 入		274,417	
	1 財 産 運 用 収 入	754	
	2 財 産 売 払 収 入	273,663	
4 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
歳 入 合 計		274,418	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 土地取得事業費		274,418	
	3 産業団地管理費	264,824	
	4 分譲宅地管理費	9,594	
歳 出 合 計		274,418	

議案第10号

令和7年度公債管理特別会計予算

令和7年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,703,624千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 繰 入 金		84,439,668	
	1 他 会 計 繰 入 金	84,439,668	
2 県 債		26,263,956	
	1 県 債	26,263,956	
歳 入 合 計		110,703,624	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 公 債 費		110,703,624	
	1 公 債 費	110,703,624	
歲 出 合 計		110,703,624	

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	26,263,956	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第11号

令和7年度港湾整備事業特別会計予算

令和7年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,285,923千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 使用料及び手数料		1,572,740	
	1 使用料	1,572,740	
2 寄付金		586,183	
	1 寄付金	586,183	
3 繰越金		1	
	1 繰越金	1	
4 諸収入		220,999	
	1 雑収入	220,999	
5 県債		906,000	
	1 県債	906,000	
歳 入 合 計		3,285,923	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 港 灣 整 備 事 業 費		3,285,923	
	1 港 灣 費	3,285,923	
歲 出 合 計		3,285,923	

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業	906,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第12号

令和7年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算

令和7年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,397,691千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分担金及び負担金		277,111	
	1 負担金	277,111	
2 諸 収入		926,880	
	1 貸付金元利収入	926,880	
3 県 債		2,193,700	
	1 県 債	2,193,700	
歳 入 合 計		3,397,691	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 県立病院機構費		3,397,691	
	1 県立病院機構費	3,397,691	
歳 出 合 計		3,397,691	

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 立 病 院 機 構 貸 付 金	2,193,700	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第13号

令和7年度就農支援資金特別会計予算

令和7年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,470千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
2 繰 入 金		363	
	1 他 会 計 繰 入 金	363	
3 繰 越 金		6,801	
	1 繰 越 金	6,801	
4 諸 収 入		8,306	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	8,305	
	2 雑 入	1	
歳 入 合 計		15,470	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 就 農 支 援 資 金		15,470	
	1 就 農 支 援 資 金	15,470	
歳 出 合 計		15,470	

議案第14号

令和7年度国民健康保険特別会計予算

令和7年度山口県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,188,618千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分担金及び負担金		33,502,534	
	1 負担金	33,502,534	
2 国庫支出金		33,144,516	
	1 国庫負担金	21,438,370	
	2 国庫補助金	11,706,146	
4 前期高齢者交付金		55,544,179	
	1 前期高齢者交付金	55,544,179	
5 共同事業交付金		319,422	
	1 共同事業交付金	319,422	
6 財産収入		6,968	
	1 財産運用収入	6,968	
8 繰入金		7,208,021	

	1 他 会 計 繰 入 金	6,779,353	
	2 基 金 繰 入 金	428,668	
9 繰 越 金		2,457,874	
	1 繰 越 金	2,457,874	
10 諸 収 入		5,104	
	5 雑 入	5,104	
歳 入 合 計		132,188,618	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 総 務 費		40,701	
	1 総 務 管 理 費	40,312	
	2 運 営 協 議 会 費	389	
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		108,087,878	
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	108,087,878	
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		16,116,260	
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	16,116,260	
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		39,010	
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	39,010	
5 介 護 納 付 金		4,692,029	
	1 介 護 納 付 金	4,692,029	
6 病 床 転 換 支 援 金 等		15	
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	15	

7	共 同 事 業 拠 出 金		319,542	
	1	共 同 事 業 拠 出 金	319,542	
8	財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		295,818	
	1	財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	295,818	
9	保 健 事 業 費		150,000	
	1	保 健 事 業 費	150,000	
10	基 金 積 立 金		1,606,968	
	1	基 金 積 立 金	1,606,968	
12	諸 支 出 金		837,845	
	1	償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	837,845	
13	繰 出 金		2,552	
	1	繰 出 金	2,552	
		歳 出 合 計	132,188,618	

議案第15号

令和7年度産業団地整備事業特別会計予算

令和7年度山口県の産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ313,704千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和7年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分担金及び負担金		18,592	
	1 負担金	18,592	
3 繰入金		1,112	
	1 他会計繰入金	1,112	
6 県債		294,000	
	1 県債	294,000	
歳 入 合 計		313,704	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 産業団地整備事業費		313,704	
	1 産業団地整備事業費	313,704	
歳 出 合 計		313,704	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
I 産業団地整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (小周防地区)	令和7年度から 令和9年度まで	2,524,000千円

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業団地整備事業	294,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	満期一括10年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第16号

令和7年度電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総販売電力量 161,579,000 KWH

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益	2,608,485千円
第1項 営業収益	2,558,302千円
第2項 附帯事業収益	25,431千円
第3項 財務収益	8,253千円
第4項 事業外収益	16,496千円
第5項 特別利益	3千円

支 出

第2款 電気事業費用	2,482,073千円
第1項 営業費用	2,390,702千円
第2項 附帯事業費用	21,797千円

第3項 財務費用	116千円
第4項 事業外費用	66,455千円
第5項 特別損失	3千円
第6項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額382,121千円は、過年度分損益勘定留保資金335,787千円、減債積立金11,482千円及び当年度資本的収支調整額34,852千円で補てんするものとする。）。

収 入

第3款 資本的収入	17,711千円
第3項 資本剰余金	15,911千円
第4項 固定資産収入	1千円
第5項 雑収入	1,799千円

支 出

第4款 資本的支出	399,832千円
第2項 改良費	385,249千円
第3項 投資	1千円
第4項 償還金	11,482千円
第6項 補助金返還金	100千円
第8項 予備費	3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水越発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	19,948千円
徳山発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (1工区)	令和7年度から 令和8年度まで	59,446千円
徳山発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (2工区)	令和7年度から 令和8年度まで	198,289千円
徳山発電所修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	24,424千円
小瀬川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	50,829千円
末武川発電所修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和9年度まで	450,000千円
木屋川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和9年度まで	147,218千円

新阿武川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和10年度まで	800,000千円
小水力発電所修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	70,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附帯事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 434,102千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和7年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

議案第17号

令和7年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 572,473,300m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 7,445,199千円

第1項 営業収益 6,807,322千円

第2項 営業外収益 637,874千円

第5項 特別利益 3千円

支 出

第2款 工業用水道事業費用 6,582,030千円

第1項 営業費用 6,412,220千円

第2項 営業外費用 159,807千円

第5項 特別損失 3千円

第6項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,474,492千円は、過年度分損益勘定留保資金4,010,785千円及び当年度資本的収支調整額463,707千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第3款 資 本 的 収 入	2,090,742千円
第1項 企 業 債	1,570,000千円
第4項 資 本 剰 余 金	283,066千円
第5項 固 定 資 産 収 入	1千円
第6項 雑 収 入	237,675千円
支 出	
第4款 資 本 的 支 出	6,565,234千円
第2項 改 良 費	5,401,470千円
第3項 投 資	1千円
第4項 償 還 金	1,122,442千円
第6項 補 助 金 返 還 金	31,321千円
第7項 予 備 費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事1工区)	令和7年度から 令和8年度まで	39,869千円
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事2工区)	令和7年度から 令和8年度まで	47,062千円
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事)	令和7年度から 令和8年度まで	8,200千円
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事)	令和7年度から 令和8年度まで	756,800千円
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (送水管布設工事)	令和7年度から 令和8年度まで	220,000千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事1工区)	令和7年度から 令和8年度まで	62,000千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事2工区)	令和7年度から 令和8年度まで	41,589千円

厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事1工区)	令和7年度から 令和8年度まで	10,491千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事2工区)	令和7年度から 令和8年度まで	16,754千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (送水施設工事)	令和7年度から 令和10年度まで	1,200,000千円
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事)	令和7年度から 令和8年度まで	22,355千円
木屋川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器及び計装設備工事)	令和7年度から 令和8年度まで	90,824千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
周南工業用水道改良資金	千円 250,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	30年以内に毎年元利均等又は元金均等年賦又は半年賦により償還するものとする。 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
富田夜市川工業用水道改良資金	90,000			
佐波川工業用水道改良資金	200,000			

厚東川工業用水道改良資金	520,000			
厚狭川工業用水道改良資金	130,000			
木屋川工業用水道改良資金	380,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 731,855千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和7年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

議案第18号

令和7年度流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度山口県の流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|--------------------------|-----------|--|
| (1) 流域関連市町数 | 5市町 | | |
| (2) 年間総処理水量 | 15,406,581m ³ | | |
| (3) 1日平均処理水量 | 42,210m ³ | | |
| (4) 主要な建設改良事業 | 周南流域下水道整備事業費 | 956,764千円 | |
| | 田布施川流域下水道整備事業費 | 442,610千円 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|---------------|-------------|
| 第1款 流域下水道事業収益 | 2,111,855千円 |
| 第1項 営業収益 | 1,140,964千円 |
| 第2項 営業外収益 | 970,891千円 |

支 出

- | | |
|---------------|-------------|
| 第2款 流域下水道事業費用 | 2,111,855千円 |
| 第1項 営業費用 | 2,067,491千円 |

第2項 営業外費用 44,364千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第3款 資本的収入 1,704,965千円

第1項 企業債 374,200千円

第2項 国庫支出金 820,974千円

第3項 負担金 509,791千円

支 出

第4款 資本的支出 1,704,965千円

第1項 建設改良費 1,400,104千円

第2項 固定資産購入費 8,351千円

第3項 償還金 296,510千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
周南流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (機械設備工事)	令和7年度から 令和9年度まで	1,107,000千円

田布施川流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。
(電気設備及び機械設備工事)

令和7年度から
令和8年度まで

309,900千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	千円 374,200	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦 30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、840,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

流域下水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 42,657千円

令和 7 年 2 月 25 日 提出

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政